

東京都社会保険労務士会 会報

千代田・中央支部

発行所 〒103 東京都中央区日本橋室町1-14 中央労務協会内

東京都社会保険労務士会 千代田・中央支部 TEL.03(241)1558 発行人 小山 昇

新年のごあいさつ

<改正法の施行にともなう心構え>

支部長 小 山 昇

新年あけましておめでとうございます。新しい年を迎えて支部会員各位のご清福とご繁栄を、心からお慶び申し上げます。

さて、昨年は、社会保険労務士法の大型改正が公布（6月2日法律第64号）され、いよいよ、政省令によって本年4月1日より施行されることが、方針として進められているようです。

そこで、全国社会保険労務士会連合会および東京都社会保険労務士会では、施行の受皿をつくるべく精力的に活動している現状下にあります。その活動状況を踏まえて、私達、社会保険労務士の個々に直接かわりのある重要な事柄について、その概要を報告し、それに対応すべきところの心構えを述べさせていただきます。

まず第一に、東京都社会保険労務士会は、来る3月5日（金）に開催を予定されている臨時総会において(1)「会則の改正」が議題の大きな柱として審議されるようです。

この会則改正については、全国社会保険労務士会連合会より示されるところの「都道府県社会保険労務士会会則準則改正」を基本として、東京都社会保険労務士会では「会則等

検討委員会」において、鋭意検討が進められております。そこで、その会則の要点の一つとして、「社会保険労務士の登録に関する事項」が掲げられています。

すでにご案内のとおり、登録団体として国にかわって、登録のすべてを実施する全国社会保険労務士会連合会（臨時総会開催予定2月10日（水））の改正されるであろう会則のなかの「登録事務取扱規定」に基づいて、東京都社会保険労務士会では、現在所属の会員および非会員についても、登録に関する事務の一部を行うこととなります。

したがって、特に、東京都社会保険労務士会所属の支部会員各位は、昭和57年4月1日より昭和58年3月31日の期間内に、全国社会保険労務士会連合会の指示によって、東京都社会保険労務士会を経由して、「社会保険労務士移行登録申請書」および写真、免許証などを添付し、東京都社会保険労務士会へ、その書類を提出するための手続きをとることになるかと思われます。その手続きを経はじめ、現行の免許証、会員証が新たな「社会保険労務士証票」、「会員証」の交付がなされ、社会保険労務士の称号をもって活動す

ることができるわけです。

ただし、もし前記の一年間に手続きをとらなかった社会保険労務士は、昭和58年4月1日以降において、社会保険労務士の称号を使用して活動することができなくなります。

(2) つぎに、改正されるところの会則に会員の資質向上を図る目的で、社会保険労務士業に関する研修の義務が規定されるようです。このことは今後、東京都社会保険労務士会の計画により実施される研修および東京都社会保険労務士会の指示による支部の研修など、いずれもその受講については、義務が生ずるところです。今から十分な認識と自覚のもとに、従来の任意的な研修受講の姿勢から転換せざるを得ないものと思います。

特に、行政の監督指導が実施する指導の要点の一つとして、社会保険労務士はもとより、開業社会保険労務士事務所の職員に対しても、社会保険労務士業の知識等に関する教育指導が、その指導方針として強く望まれているのが現状です。

(3) つづいて、改正されるところの会則のなかに、「開業社会保険労務士標準報酬額」が規定されることです。これについては、全国社会保険労務士会連合会が「開業社会保険労務士報酬基準」を、都道府県に示すことになっています。そこで、東京都社会保険労務士会では、その基準に従って、独自の標準報酬額を規定のなかで明示することになります。

現在、東京都社会保険労務士会では、「報酬委員会において鋭意検討を重ね、1月末日頃までに会長へ、その諮問に対し答申する予定で活動しております。

そこで、この報酬額について要約しますと、まず、昭和57年4月1日より昭和59年3月31日の2年間を適用期間とすることです。

これには、当然、社会経済の諸事情の変化などを十分考慮して、開業社会保険労務士の生活基盤（所得）を基本として額を定めたものです。つぎに、これは会則のなかに規定されるものであるので、必ず開業社会保険労務士の個々が遵守できるように配慮されたものです。以上、二点が基本的な考え方で、特に、開業社会保険労務士間の過当競争の防止が大きな要因となっております。

この報酬が規定された場合には、できる限り、本年4月1日より来年の3月31日の一年間に適応できるよう、また、遵守義務についても努力するよう強く望まれるところです。

第二に、法改正により私達、社会保険労務士にとって重要な特徴の一つとして、職域の拡大、行政との外延としての信頼関係の強化などを図る目的で、社会保険労務士法第17条（審査事項等を記載した書面の添付等）の新設された条文について概要を述べます。

これは、社会保険労務士法制定後13年の経過のなかで、常に、私達、社会保険労務士が願望してきたところの「審査事務」が法文化されました。その内容は主務省令で定められた事項についてのみ審査できるものです。

具体的には、受託事業所はもとより、他の人が作成した申請書等の内容を確認し、その事実を記載した書面を添付し、また、申請書に付記することが、「審査事項」であります。

したがって、この場合会員である社会保険労務士である旨を、申請書等の余白に付記の上、記名押印することにより、審査事務の行為がなされることになります。

紙面の都合でむすびとしますが、いままで述べたことは、法改正による「移行登録」、「研修義務」、「標準報酬」、「審査事務」など、概要ですが重要なことがらの一端を報告してきました。これらのことが、いよいよ実施される段階において、私達、社会保険労務士が心がけなければならないと思われることは、一言で云いますと、会員としての権利、義務の絶対的遵守ではないでしょうか。

つまり、省令の施行後は、私達、社会保険労務士にとっては、かなり義務面で姿勢を正さねばならないことが多いように思います。

これを云いかえるならば、自由業から不自由業へと頭の切りかえ。発想の転換などが強く行政官庁や、東京都社会保険労務士会から望まれていることと推察するところです。

したがって、私達、社会保険労務士は、常に、職業理念に徹し、あらゆる面において、品位を高揚保持し、研鑽努力してゆく心構えが必要でありましょう。

おわりに、支部会員各位のご発展とご健勝を、心から祈念して、ご挨拶とします。

権 利 と 義 務

総務委員会

新年を迎え、念願でありました法改正がいよいよ施行されますことを、先ずもってお慶び申し上げます。

法の施行により、私達社会保険労務士に対し、多くの権利が与えられる反面義務も課せられますので、ただ単に喜んではいられません。大いに緊張し、自覚せねばならないと思います。

今後の支部活動も当然に、権利と義務の自覚を主眼に活発に展開されねばならないと思われまふ。私達、それぞれの地位を向上し、その権利を堂々と主張するためには、1にも

2にも資質の向上が望まれ重要な課題とされますことから、研修会の開催、また、諸会議、行政協力、情報交換と交流の場であります懇親会等々と、今まで以上に充実した活動が必要とされます。

総務委員会としましては、このような情勢に対応し、支部事業計画に充分反映できるような企画、立案をその職務として実行したいと考えます。また、諸行事開催の際には会員の皆様に、速やかにもれなくご連絡いたしますので、会員の義務としてご理解、ご協力下さいますようよろしくお願い申し上げます。

千代田・中央支部研修会の報告

1. 社会保険庁の見学

研修委員会

場 所	社会保険庁年金保険部 業務第一課、業務第二課		
日 時	第1回	昭和56年10月7日	37 名
	第2回	昭和56年10月13日	33 名

概 要

見学にあたり第1回、第2回共年金相談室の担当者より、その沿革についてお話をいただき業務第一課、第二課は小さな巨人ということで仕事の内容と、性格、そして業務の量がどんなに大きいかわかりやすく説明がありました。

現在、当課で保管している被保険者の資格、記録の数は、厚生年金保険、国民年金保険、船員保険の3制度を併せて約1億3,800万件であり、年金の支払件数は、54年度で約3,360万件、支払総額は3兆9,000億円という大きな額になっております。

また年金相談センターに寄せられる相談や照会は、一日平均4,200件を超えています。

さらに1年間に受ける文書は、1,760万通で、発送する文書は、7,030万通であります。これを「はがき」に換算し高く積み上げ

ると、15,466m、東京タワーの46倍、富士山の4倍になり、横にならべると、10,545kmで、新幹線で東京・博多間を4.5往復することになります。

業務第一課、第二課では、このようなばう大な量の業務を、600名の人員と5セットのコンピューターによって正確に処理し、安全に管理しつづけています。と説明がありました。次に「スライド」の映写が行なわれた後、「ディスプレイ」による端末装置について、照会による回答事例について操作がありオンライン化されているおりから、大いに参考になりました。

このあとコンピューター設備について見学し、詳しく説明が行われ、次に窓口業務についても説明があり好評のうちに見学会を終りました。

2. 「数字のマジック」

＜保険給付費に対する
国庫補助金について＞

日 時 昭和56年11月3日
場 所 箱根湯本ホテル南風荘
講 師 東京通信機工業健康保険組合
常務理事 浦 木 国 賢氏

概 要



先ず標題の社会保険への保険給付に対する国庫補助額（56年度予算）ということで、国保、政管健保、日雇健保、船員健保、組合健保について説明が行われました。

- (1) 国民健康保険 2兆2,289 億円
- (2) 政管健保 5,276 "
- (3) 日雇健保 370 余 "
- (4) 船員保険 20 億円
- (5) 組合健保 15 "

この補助額について、国民、対象者、被保険（一世帯当）の説明があり、総額は2兆7,970 余億円、国民1人当り23,788 円となりこれを国防予算と比較した場合は、2兆4,000 億円、国民1人当り20,412 円で、国庫補助額の如何にぼう大な額であるか、あらためて知るところであります。

次に55年度決算をみますと、次のようになります。

- (1) 政管健保 △325億円(累積赤字△6,175億円)
 - (2) 日雇健保 △327億円(" △5,032 ")
 - (3) 船員保険 △117億円(" △404 ")
- (疾病部門)

計 △769億円(" 1兆2,151 ")

なお国民健康保険の54年度国庫負担金は、1兆9,589 億円であります。

次に昭和56年6月13日の厚生省発表によれば、昭和54年度国民医療については総額10兆9,510 億円ということであり、対前年伸び率については9.5%，国民総生産については7.7%，国民所得では6.8%，賃金では4.9%，物価では3.6%と医療費が1番大きく伸びています。

なお医療費総額の内訳を見ると、医科9兆7,042 億円、歯科1兆1,313 億円、薬剤1,155 億円で総人口（1億1,6133 千人）で除した場合、1人当りの医療費については94,000 円となっています。

次に高齢化社会における老人医療費について年度比較をしてみると

- ① 昭和54年度 1兆8,503 億円 16.9%
- ② " 55 " 2兆0,451 " 17.1%
- ③ " 56 "(予算) 2兆3,278 " 18.0%

参考資料として国民医療費と国民総生産、国民所得、総人口の年次推移について表を呈されました。また老人保険法（案）について説明を聞きました。その他、昭和54年度社会医療調査による老人医療の状況表、並に国民健康保険における都道府県別による医療費通知の実施状況表、高額レセプト（上位10位）の診療行為別点数割合表等について説明され、最後に「いわれなき財政格差を是正する」ということで、国民健康保険と老人保険法（案）との関連についてご意見を述べられ、好評裡に研修会を終了しました。

参考

老人保健法（案）

一部負担金（外来月１回５００円，入院１日３００円，４月限り）による試算（単位：億円，％）

区 分	現 行		試 算 Ⅰ			試 算 Ⅱ		
	金 額	割 合	金 額	割 合	増△減	金 額	割 合	増△減
公 費	4.840	19	7.450	29	2.610	7.450	29	2.610
国	3.220	13	4.970	19	1.750	4.970	19	1.750
都道府県	810	3	1.240	5	430	1.240	5	430
市町村	810	3	1.240	5	430	1.240	5	430
保 険 者	19.190	75	17.380	68	△1.810	17.380	68	△1.810
保 険 料	11.680	46	11.330	44	△ 350	12.550	49	870
被用者	7.530	30	8.300	32	770	10.280	40	2.750
政管	3.350	13	3.410	13	60	4.040	16	690
組合	2.530	10	3.160	12	630	4.180	16	1.650
日雇	110	} 1	70	} 1	△ 40	60	} 1	△ 50
船保	100		90		△ 10	100		-
共済	1.440	6	1.570	6	130	1.900	7	460
国 保	4.150	16	3.030	12	△1.120	2.270	9	△1.880
国庫補助	7.510	29	6.050	24	△1.460	4.830	19	△2.680
そ の 他	1.410	6	610	3	△ 800	610	3	△ 800
患者負担	320	1	610	3	290	610	3	290
臨 調	1.090	4	-	-	△1.090	-	-	△1.090
合 計	25.440	100	25.440	100	-	25.440	100	-

箱根一泊研修を終えて

厚生委副委員長 富 田 秀 子

11月３日（文化の日）の昼下り箱根湯本駅に降り立ったが、丁度この日は箱根名物の大名行列が「下に、下に」と、町中を練り歩く日とて、いつもは静かないで湯の町も見物客で大そうな賑わいを見せていた。大名行列が駅前を通り抜けるまで車の通行はダメとの事で、私共は気のせくまま当日の会場である南風荘へと足を運ぶ。

3時30分より研修会場に参加者全員集合し、三枝研修委員長の司会により講師の紹介があり研修会に入る。当日の講師は我が支部の業務運営のベテランである浦木厚生委副部長がその任にあたられ、約一時間に亘る講義を拝

聴させて頂いた。

夕刻6時より会場を宴会場へ移し、会員相互の親睦の懇親会が行なわれ、私共厚生委の委員が司会・進行にあたり、参加者皆様の余興への、ご協力を頂いて、和気あいあいのうちに幕をとじた。

今回は行事が飛び石連休と重なった為か、参加者が31名と少人数であったが、なごやかな雰囲気の中で、研修および懇親会等の日程を終え、翌朝三々五々と散会した。

終りに今回講師をされた浦木厚生委副部長手づくりの貴重な資料を頂戴出来た事に感謝の念を深くした次第です。

良書の推薦を

広報委員会

ある会合の帰途、道を歩きながら次のようなことが話題にのぼった。

今後、我々社会保険労務士が専門家として生き残るためには、従来にも増して自己啓発の機会を多く持つよう要請されるであろう。多くの情報を取捨選択し、適切なそれをインプットして己の内面を充電させなければ、自らの存在基盤が危うくなりそうだ。

情報の集め方の一つの方法として読書が挙げられる。会員の感銘を受けた本、座右の本、

是非奨めたい本を広報紙にご投稿いただき、紹介したらどうかということになった。

情報過多の昨今、当支部に所属する会員の1,500余の眼で選び出され、推挙された良書により、お互いに限りある持ち時間を有効に活用すること、各自の知的好奇心をかきたてることに、多少のスペースを割くことは必要ではなかろうかと、次号以下で順次ご紹介したい。このスペースえのご参加と、ご期待を！

訃報

会員 大谷英雄氏が去る56年12月16日に、永眠され、中野、宝仙寺に於いて17日通夜、18日に告別式が挙行されました。ご冥福をお祈りします。

あ と が き

暮れの12月22日、支部長の事務所で委員会を開催し、第6号の発刊となりました。

法改正による「移行登録」、「研修義務」、「標準報酬」、「審査事務」等々の一端を知り、今年こそ私達は、襟を正し前進する年だと痛感させられます。

先般、社会保険労務士事務処理手引書を手に入れ、むさぼるように読んでいますが、良書推薦の話となり、何とか会員のご協力を得たいと思います。「業務の理論と実務」はマスターされた事と思いますが、同じく連合会発行の「月刊社会保険労務士」に時折、「社労士の本棚」欄があり目につきますが、そのなかからでも、読書後のご感想を是非共お願いしたいと思います。